



令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

原告ら第1準備書面 認否、相互主義

5

2022年9月9日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



原告らは、被告の令和4(2022)年7月13日付準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」といふ。以下の各準備書面においても同じ。)の「第2」以下の主張に対して、次のとおり、認否・反論する。

15

各準備書面の内容は以下のとおりである。

第1準備書面(本書) 認否・相互主義

第2準備書面 収容の違法

第3準備書面 医療不提供の違法

20

なお、被告準備書面(1)20頁で釈明のあった、原告らの相続分については、現在資料収集中であり、入手でき次第主張・立証を補充する。

第1 認否

25

原告ら第1準備書面
認否・相互主義

1 「第2 本件に関する事実経過等」(被告準備書面(1)21頁以下)について

(1)同「1 ウィシュマ氏の身分事項」(同21頁)は認める。

(2)同「2 ウィシュマ氏の入国及び在留状況」(同21頁以下)

ア 同(1)～(6)(同21頁～22頁)は認める。ただし22頁(6)
5 の「不法残留」という用語は不適切であり「非正規滞在」とすべきである。^{*1}

イ 同(7)～同(9)(同22頁～23頁)は不知。

ウ 同(10)～同(20)(同23頁～24頁)は認める。

(3)同「3 ウィシュマ氏の収容後の診療状況について」(同24頁～28頁)

ア 同(16)(27頁)中「ウィシュマ氏は、同年3月3日、被収容者申
10 出書に『薬を下さい』旨記載し(甲第6号証の9)」は否認する。甲6の
9のウィシュマさんによる記載は全く判読できないものである。

イ 上記「ア」記載以外の部分については、甲第4号証等被告が摘示する書
証に記載があるとの限りで認める。ただし、これら書証の信用性について
15 は監視カメラ映像の電磁的記録媒体の全てが開示されるまで留保する。

2 同「第3 本件発生時の名古屋入管の医療体制等」(同28頁以下)について

(1)同「1 医療体制」(同28頁～29頁)

不知。

*1 法務省政策評価懇談会の座長である篠塚力委員は、2022年2月28日会議の配付資料5-5で以下のとおり指摘しています。

<https://www.moj.go.jp/content/001367717.pdf>

「不法滞在」「不法残留」という呼び方をまずは出入国在留管理局が改めるべきではないでしょうか。国連の公式文書では「不法な」という言葉は、常に移民に罪があるような印象を与えるため、「非正規(irregular)」または「証明書を持たない(undocumented)」という用語を使うように、1975年の総会で決議されています。米国バイデン政権でも、2021年に同様の呼称にするように指示がされています。

(2) 同「2 名古屋入管における被収容者の診療について」(同29頁～30頁)

ア 同「(1) 庁内診療までの手順」(同29頁～30頁)

一般論として被告主張のような手順が定められていたかどうかは不知。

本件で被告が主張するような手順が踏まれていたとの趣旨であれば否認す
る。 5

イ 同「(2) 庁外診療までの手順」及び「(3) 休日、夜間等の庁内医師ら
の不在時の対応」(同30頁)は不知。

3 同「第4 名古屋入管の職員の行為に国賠法上の違法はないこと」(同30
頁以下) 10

(1) 同「1 はじめに」(同30頁～31頁)

第1段落は認め、第2段落は争う。

(2) 同「2 国賠法1条1項における『違法』の意義について」(同31頁～
32頁)

争う。詳しくは、原告ら第2準備書面で述べる。 15

(3) 同「3 ウィシュマ氏の収容を継続したことに国賠法上の違法は認められ
ないこと(収容継続の違法行為について)」(同32頁以下)について

ア 同「(1) 原告らの主張」(同32頁)は認める。

イ 同「(2) 被告の反論」(同32頁～48頁)

(ア) 柱書き(32頁～33頁)は争う。 20

(イ) 同「ア ウィシュマ氏の収容は、入管法が規定する退去強制手続に
のつとった適法なものであること」(33頁ないし40頁)

① 同「(ア) 退去強制手続の概要」(33頁～34頁)について

概ね認める。ただし、主任審査官が退去強制令書発付をするか否か
について(同34頁)は、裁量があるとした裁判例もある(東京地方
裁判所平成15年9月19日判決・判例時報1836号46頁)。 25

②同「(イ) 退去強制令書発付処分による収容の意義及び内容」(同34頁～40頁)

全面的に強く争う。

被告は、同c(38頁以下)で、「他方、退去強制令書に基づく収容は、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられるべきものであり(入管法61条の7第1項)」などと主張し、名古屋入管収容施設内の処遇について述べているが、本件といかなる関連があるのか、趣旨不明である。5

原告らは収容そのものが違法であることを指摘しているのであり、施設内の処遇がいかなるものであろうが、関係ない。10

この点は、東京地裁平成14年3月1日決定(判例時報1774号25頁)でも、「相手方は、申立人が収容されている東日本センターの設備、衛生状況及び処遇状況を具体的に指摘し、それらに問題がないことを主張するが、上記の説示は、そのような施設内の状況がどのようなものであっても、その施設から外部に出ることを禁じていること自体を問題としているのであって、相手方が施設内部の状況についていかに意を用いようと結論を左右するものではない。」としているところである。15

また、被告は準備書面(1)39頁最下行で「収容による制約は、可能な限り抑制され、被収容者の健康についても十分配慮されている。」と述べているが、本件で十分な健康について十分な配慮がされていなかつたのは、被告自身、甲4の1最終報告書94頁で「本件における名古屋局の対応には、数々の反省点や改善すべき点が認められた。」としていることからも明らかである。そして、日本の収容施設における処遇は、英國のそれと比べて格段に自由が制限されており、自慢できるようなものではない(甲21「入管収容施設の在り方　英國の収容施設と比較して」)。20

処遇に関する部分以外への具体的な反論は、第2準備書面で詳細に述べる。

③同「(ウ) 仮放免制度の概要」(同40頁)

同「a」の第1段落は認め、同第2段落及び「b」は争う。

人身の自由は、国籍や在留資格に関係なく、全ての人が人として有する基本的な人権であり、その制限をする収容こそが例外的に、必要最小限で許されるものである。人身の自由を奪うことが原則で、その解放をする仮放免を例外的な措置として位置づける被告の思想こそ、
5 ウィシュマさんの命を奪った根本原因である。人身の自由を奪うばかりでなくかけがえのない生命まで奪っておきながら、なお、本訴訟
10 の場でこのような主張を繰り返す被告の姿勢は極めて遺憾というほか
ない。

ウイシュマさんの死亡事件を受けて、2022年1月に出入国在留管理庁が作成した「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を公表するにあたり、佐々木聖子長官は「日本人も外国人も、まず同じ『人』として向き合うべきです。今回の心得にもあるように、人権を大切にすることは全てのことの大前提」などと職員に呼び掛けているが(甲2
15 2・「出入国在留管理庁職員の使命と心得」について)、本件での上記
主張を見ると、「人権を大切にすることは全ての大前提」という言葉
がいかに空虚なものとして響くことか。言行一致を切に望む。
20

ウ 同「イ」から「カ」まで(同40頁~48頁)は否認ないし争う。詳細
は、原告ら第2準備書面で述べる。

(4)同「4 収容中のウィシュマ氏に対する名古屋入管の職員の医療上の対応
に国賠法上の違法は認められないこと」(同48頁~57頁)について
25
ア 同「(1) 原告らの主張」(49頁)は認める。
イ 同「(2) 被告の反論」(49頁~57頁)について

いずれも否認ないし争う。詳細は原告ら第3準備書面で述べる。

(5) 「第5 損害額の算定方法に関する原告らの主張に対する反論」(同57頁～59頁)について

否認ないし争う。訴状22頁以下で述べた損害額が認められるべきである。

(6) 同「第6」(同59頁～63頁)相互主義に関する被告の主張について

否認ないし争う。

スリランカにおいて相互保証の要件が充足されていることは、厚木基地騒音国賠訴訟第一審判決（横浜地裁平成26年5月21日・判例時報2275号123頁以下）及び同判決の控訴審判決（東京高裁平成27年7月30日・判例時報2275号84頁）において認められ、同判決は確定している（最高裁平成28年12月8日・最高裁判所裁判集民事254号35頁）。

被告国は、2021年9月22日にスリランカ国籍の男性がチャーター便送還されて、憲法32条が保障する裁判を受ける権利を侵害したとした事件（甲20）では、相互保証の主張すらしていなかった（なお、同事件の提訴は上記最高裁判所判決後の平成29年10月である）のに、本件でなぜ主張するのか不可解としか言いようがない。

以上